

西宮市簡易専用水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、簡易専用水道の維持管理の指導を円滑に行うため、保健所、登録検査機関及び簡易専用水道の設置者又は管理者相互について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録検査機関とは、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。
- (2) 設置者等とは、簡易専用水道を設置、所有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。

(施設の把握)

第3条 保健所は、簡易専用水道の設置、変更及び休・廃止等の届け出を受ける等により施設の実態を把握する。

- 2 保健所は、登録検査機関から簡易専用水道施設の実態等の状況について、情報提供の依頼があった場合は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じた上で、情報提供するものとする。

(登録検査機関)

第4条 登録検査機関は、設置者等からの依頼により、水道法第34条の2第2項の規定による検査(以下「定期検査」という。)を実施する。

- 2 登録検査機関は、設置者等の同意を得た上で、定期検査の結果を保健所長あて報告する。

(設置者等の指導)

第5条 保健所は、設置者等に対し、次の指導を行う。

- (1) 施設の衛生管理及び定期検査結果に基づく指導
- (2) 未届け施設の設置者等に対する届け出の指導
- 2 保健所は、設置者等から簡易専用水道に関する事故の報告を受けたときは、その状況に応じて適切な指導を行う。
- 3 保健所は、簡易専用水道の適正な管理を確保するため、必要に応じて施設の立入検査を行い、その結果により水道法に基づく行政処分を行う。
- 4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告)

第6条 登録検査機関は、定期検査の結果を毎月ごとに取りまとめ、翌月の20日までに保健所長に報告する。ただし、検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があると認めた場合には、保健所長に直ちに通報するものとする。

付 則

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。